



健康保険だより

令和8年8月号

協会けんぽ加入の事業主・加入者のみなさまへご案内します

職場のみなさまで
回覧をお願いします。

70歳以上で「3割負担」の高齢受給者証をお持ちの方へ 昨年の収入が一定の基準を下回る場合は、一部負担金の割合が「2割」になります

70歳から74歳の方は、健康保険の高齢受給者となり、被保険者の標準報酬月額等により医療機関の窓口でお支払いいただく一部負担金の割合が異なります。「3割負担」の方で令和7年中の収入（※1）が、以下の基準収入額未満である場合、申請により一部負担金の割合が「2割負担」になります。

基準収入額 について

- | | |
|------------------|-------------------------|
| 70歳以上の被扶養者がいない場合 | : 被保険者お一人で383万円未満 |
| 70歳以上の被扶養者がいる場合 | : その被扶養者の収入と合わせて520万円未満 |
| 旧被扶養者（※2）がいる場合 | : 旧被扶養者の収入と合わせて520万円未満 |

※1 収入は、前年のすべての収入が対象です。ただし、退職金・公租公課の対象とならない収入（障害年金・遺族年金・恩給など）は除きます。なお、控除される前の金額であり、所得ではありません。

※2 旧被扶養者とは、後期高齢者医療制度に加入したことにより、被扶養者でなくなって5年以内の方をいいます。

申請方法や提出先はこちら

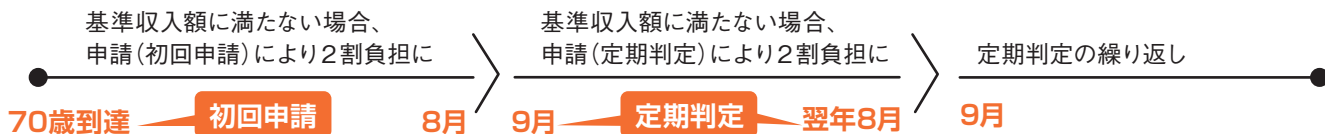
https://www.kyoukaikenpo.or.jp/application_form/regrant/005/

「基準収入額適用申請対象者一覧表」をお送りします

申請により令和8年8月まで2割負担となっている方の基準収入額の判定（定期判定）を行うため、一覧表を7月に事業所様へお送りしています。令和7年中の収入が基準収入額に満たない方につきましては、更新の手続きをお願いいたします。

基準収入額の判定時期

- ・初回申請：70歳到達時（または、70歳到達後の資格取得時）に行う申請
- ・定期判定：毎年7月～8月に前年収入に基づき行う申請



被扶養者資格再確認にご協力いただきありがとうございました

令和7年度の実績

- 扶養解除者数 **18.8万人**
- 高齢者医療制度への負担軽減額（効果額） **約6億円**

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認するため、被扶養者資格の再確認を実施しております。

令和7年度の実施結果は左記のとおりとなりました。被扶養者の方の現況確認にご協力いただきありがとうございました。



健康づくりや健康保険に関する情報を 公式LINEで配信中

7月から
配信中!

めしどきあるある アニマル図鑑

食生活をチェックしよう!

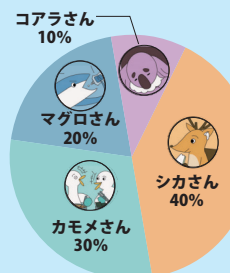
めしどきあるある アニマル図鑑



忙しいと乱れがちな食生活。

「あるある!」と思ったアニマルをタップすることで、あなたの食生活をチェックできます!

翌月の配信で、
選ばれたアニマルの
ランキングを発表!



※グラフは一例です。
実際の結果とは異なります。

月2回
以上配信



健康保険制度や

上手な医療のかかり方のコラム

健康保険制度や上手な医療のかかり方を解説しています!

四コマまんがで
わかりやすい!



今すぐ登録!

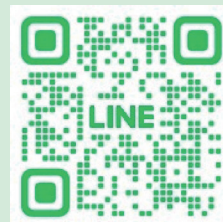


右の二次元コードを読み取り

もしくは、

LINEアプリ内のホーム>検索から、「@kenpo_kanagawa」

または「@協会けんぽ神奈川」と検索してください。



ご案内

協会けんぽ神奈川支部のホームページでは、
「協会けんぽKANAGAWA 健康保険だより」
のバックナンバーを掲載しております。
ぜひご覧ください。



協会けんぽ神奈川支部の
メルマガをご登録ください!

みなさまの健康づくりに役立つ情報をお届けします

